平成２５年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　Ｐ７―302、前住所三重県鈴鹿市弓削町965番地の22
債務者　土屋サリタこと　ＲＯＤＲＩＧＵＥＺ　ＴＵＣＨＩＡ　ＤＥ　ＳＯＵＺＡ　ＢＥＬＬＡ　ＳＡＲＩＴＡ
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１１号
奈良市平松１丁目28番９―106号
債務者　岡畑　秀樹
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３３５号
奈良県大和郡山市九条平野町１番27号　平野コーポ１号
債務者　中野　妙子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１３号
広島県廿日市市佐方615番地62
債務者　畑山　定枝
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
愛媛県新居浜市船木甲715番地の１、前住所愛媛県新居浜市土橋２丁目16番39号
債務者　鎌田　千鶴
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３２号
高知県須崎市西町１丁目15番８号　山崎アパート西
債務者　横山　富貴
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１３号
高知県安芸市矢ノ丸４丁目４番６号　コーポサンライズ２Ｆ東
債務者　岡林　友昭（旧姓蕨野）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
福岡県筑後市大字蔵数280番地８
債務者　江島　信行
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第２５３号
宮崎県西都市大字三宅4067番地　市営酒元住宅213号
債務者　瀬川　達也
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７５号
宮崎県都城市南鷹尾町34街区９号ＴＭハウス101
債務者　有川ふく代（旧姓長山）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０２号
宮崎県延岡市北浦町三川内1797番地
債務者　戸高　勝実
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１１１号
宮崎県延岡市北川町長井5018番地
債務者　木本サヨ子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第９１号
鹿児島県霧島市溝辺町三縄857番地18
債務者　地頭方照美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
長野県上伊那郡南箕輪村1933番地２
債務者　唐澤　清子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２２０号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目25番６―108号
債務者　華廣　照子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目19番１―302号、前住所兵庫県川西市花屋敷１丁目16番22―404号
債務者　華廣　　倫
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
兵庫県宝塚市光明町26番16号
債務者　石橋あゆみ
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係